

消費者委員会は、これまで以下のような建議などを出し、皆さんの暮らしに役立てています。

○ 身元保証等高齢者サポート事業に関する消費者問題についての建議 (2017年1月)

一人暮らしの高齢者等に身元保証や日常生活支援、死後事務等のサービスを提供する事業について、指導監督に当たる行政機関が必ずしも明確ではなく、消費者が安心して利用できない現状を踏まえ、消費者庁・厚生労働省に対し、関係行政機関と連携して実態把握を行い必要な措置を講ずること、厚生労働省に対し、高齢者が安心して病院・福祉施設等への入院・入所等ができるよう取組を行うこと、消費者庁・厚生労働省・国土交通省に対し、サービスの選択に当たり有用と思われる情報提供を積極的に行うことを求めました。

○ 健康食品の表示・広告の適正化に向けた対応策と、特定保健用食品の制度・運営見直しについての建議 (2016年4月)

以前より対応を求めている「いわゆる健康食品」の表示・広告問題は依然解決しておらず、さらに、特保についても実際の効果に見合わない宣伝・広告が行われているのではなにかといった疑義が示されています。また、特保の制度や運用についても問題提起がされるようになったため、建議を发出し、それら問題に関する消費者庁としての対応について、報告することを求めました。

皆さんの声を聞かせてください

消費者委員会は、消費者のために働く組織です。消費者委員会では、シンポジウムなども行い、皆さんの声を聞いています。また、意見書・要望書を随時受け付けています。



消費者委員会の傍聴に来てください

消費者委員会の会議は、公開です。また、ホームページでは、消費者委員会の活動を紹介しているほか、会議の様子も動画配信しています。メールアドレスも配信しています。



【お問い合わせはコチラ】

内閣府 消費者委員会事務局
〒100-8970 東京都千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎4号館
電話：03-3581-9176

↓ホームページ、メルマガ登録はコチラ↓
<https://www.cao.go.jp/consumer/>

消費者委員会

～消費者・生活者が主役になる社会の実現に向けて調査審議します～

消費者委員会とは

消費者委員会は、独立した第三者機関として、主に以下の機能を果たすことを目的として、平成21（2009）年9月1日に内閣府に設置されました。

- 各種の消費者問題について、自ら調査・審議を行い、消費者庁を含む関係省庁の消費者行政全般に対して意見表明（建議等）を行います。
- 内閣総理大臣、関係各大臣又は消費者庁長官の諮問に応じた調査・審議を実施します。

消費者委員会の構成

消費者委員会は、内閣総理大臣が任命した委員（10人以上）で組織されます。
消費者問題に係る広範な専門分野にわたり多数の事項を審議する必要があることから、消費者委員会本会議のほか、食品表示部会、新開発食品調査部会、公共料金等専門調査会などの部会・専門調査会等を設置して調査審議を行います。

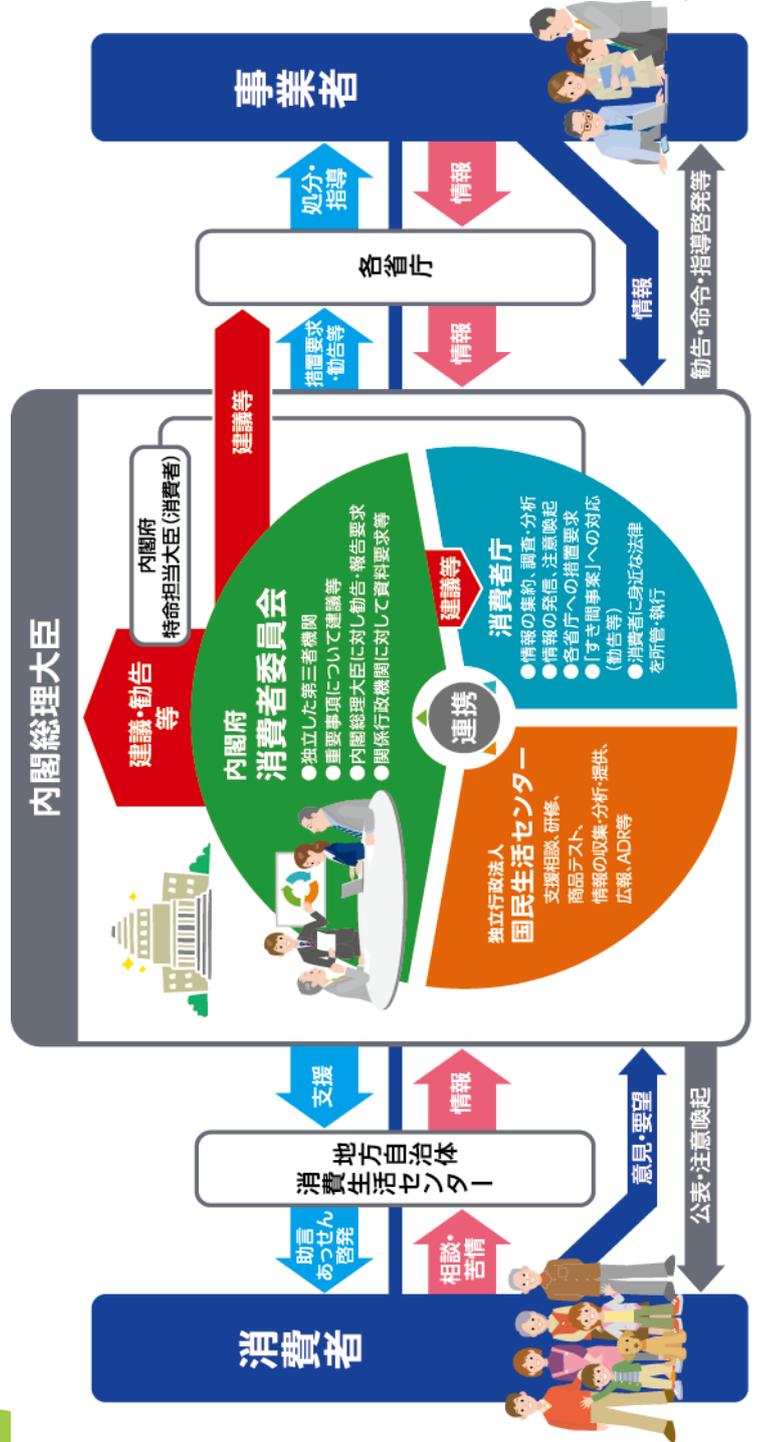
消費者委員会の活動

消費者委員会は公開で開催しています。傍聴の申込みや会議資料、議事録については、当委員会ホームページをご覧ください。

消費者委員会委員（第5次）

（平成29年9月6日現在）

 委員長 高 巖 麗澤大学大学院 経済研究科教授	 受田 浩之 高知大学副学長 地域連携推進センター長	 委員長代理 池本 誠司 弁護士	 大森 節子 NPO法人C・キッズ・ ネットワーク理事長	 蟹瀬 令子 レナ・ジャポン・ インステイチュート(株) 代表取締役	 鹿野 菜穂子 慶應義塾大学大学院 法務研究科教授	 長田 三紀 全国地域婦人団体 連絡協議会事務局長	 樋口 一清 法政大学大学院 政策創造研究科教授	 増田 悦子 (公社)全国消費生活 相談員協会理事長	 山本 隆司 東京大学大学院 法学政治学研究科教授
--	---	---	---	--	---	--	---	---	--



建議：消費者庁及び消費者委員会設置法第6条第2項第1号の規定に基づき、内閣総理大臣、関係各大臣又は消費者庁長官に対して行う意見表明